

# 米沢市子どもの貧困対策推進計画

令和 5 年度～令和 9 年度

(2023～2027)

令和 5 年 3 月

米沢市

## ○電算処理の注意点等

- ・本編、資料編ともに表中の構成比は百分率で表し、小数点第 2 位を四捨五入して算出しているため、合計すると 100%にならない場合があります。
- ・資料編は、「米沢市子どもの生活に関するアンケート調査報告書」の項目を抜粋して、報告書の数値を基にグラフ形式で表しています。

## 目 次

<b>第1章 計画の概要</b>	
<b>1 計画策定の背景</b>	1
(1) 子どもの貧困の状況	1
(2) 国の動向	2
(3) 山形県の動向	2
<b>2 計画策定の趣旨</b>	3
(1) 計画策定の目的	3
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画期間	3
(4) 米沢市におけるSDGsの取組について	4
<b>第2章 本市における子どもの貧困の状況</b>	
<b>1 統計からみた本市の現状</b>	5
(1) 人口・世帯数	5
(2) 一人当たりの市町村民所得	6
(3) 生活保護世帯数及び保護率の推移	6
(4) 就学援助の状況	7
(5) ひとり親家庭等医療費	8
(6) 児童扶養手当の状況	8
<b>2 調査の概要</b>	9
(1) 実態把握の目的	9
(2) 実態把握の方法	9
(3) 市民アンケートの回収結果と集計区分の定義	10
(4) 調査結果の要点	11
<b>3 調査結果から見えた課題</b>	15
<b>第3章 本市の子どもの貧困対策</b>	
<b>1 基本理念</b>	17
<b>2 基本方針</b>	17
<b>3 施策の体系</b>	18
<b>4 重点施策</b>	19
<b>第4章 子どもの貧困対策に関する取組</b>	
<b>【分野1】 子どもに対する支援</b>	
基本方針 子どもの健やかな「学び」と「育ち」の支援	20
施策1 教育支援の充実	20
施策2 生活支援の充実	23
<b>【分野2】 保護者（家庭）に対する支援</b>	
基本方針 生活の安定に向けた就労支援・経済的支援	26
施策3 就労支援の充実	26
施策4 経済的支援の充実	28
<b>【分野3】 支援体制づくりに関する取組</b>	
基本方針 地域全体で子どもとその家庭を支える仕組みづくり	32
施策5 相談・支援体制の充実	32
施策6 関係機関との連携の充実	34
施策7 支援を周知するための取組	35
● <b>子どもの貧困対策に関する指標</b>	36
<b>第5章 計画の推進体制と進捗管理</b>	
<b>1 計画の推進体制</b>	37
<b>2 点検・評価</b>	37

## 第1章 計画の概要

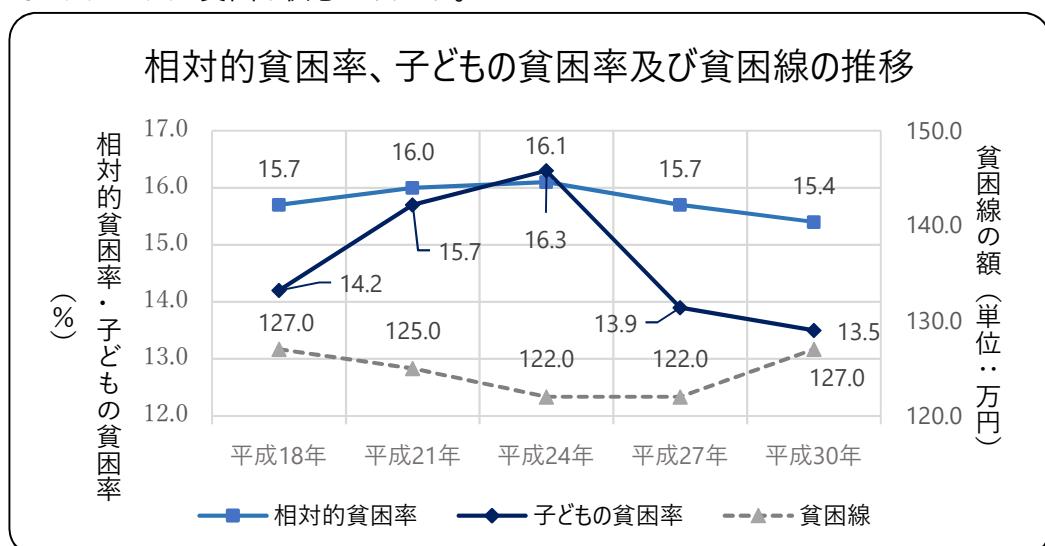
### 1 計画策定の背景

#### (1) 子どもの貧困の状況

近年、我が国では核家族化や地域とのつながりの希薄化によって親が孤立し、経済的要因やその他の様々な要因が重なって、困難な状況で生活しているものの必要な支援が受けられていない子ども達がいます。その子ども達が世代を越えて貧困な状況を引き継いでしまう「貧困の連鎖」も社会問題化しています。

国の生活基礎調査による平成 21 年の子どもの貧困率 15.7% が、平成 22 年 OECD (経済協力開発機構) 加盟 34 か国の中で高い方から 10 番目となっており、我が国の子どもの貧困の状況は、先進国の中でも厳しいものとなっています。

令和元年の国民生活基礎調査（厚生労働省）では、子どもの貧困率は 13.5% となり、過去最高を更新した平成 24 年 (16.3%) よりも 2.8 ポイント回復したものの、子どものおよそ 7 人に 1 人が貧困の状態にあります。



資料：厚生労働省「2019(令和元)年国民生活基礎調査」

#### «貧困率の状況（全国）»

	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年	平成 30 年
相対的貧困率	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%
子どもがいる現役世帯の貧困率	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%
大人が 1 人の貧困率	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%
大人が 2 人以上の貧困率	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%
貧困線（名目値）	130 万円	127 万円	125 万円	122 万円	122 万円	127 万円

資料：国民生活基礎調査（厚生労働省）

〈参考：相対的貧困率・子どもの貧困率・貧困線について〉

・相対的貧困率

等価可処分所得※1が貧困線※2に満たない世帯員の割合

・子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づいています。

※1 等価可処分所得

…世帯の可処分所得（収入から税金、社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得

なお、等価可処分所得の算出においては、世帯人員が少なくなるにつれて生活コストが割高になることを考慮し、世帯人員の平方根で割る方法を用いています。

※2 貧困線

…国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を低い方から並べて、その中央値の半分の金額

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 国の動向

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)が施行されました。同年8月に基本的な方針や子どもの貧困に関する指標、指標の改善に向けた施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第41号)が施行され、市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課しています。同年11月には新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

(3) 山形県の動向

山形県では、平成28年3月に「第一次山形県子どもの貧困対策推進計画」(計画期間：平成28年度から令和2年度まで)を策定し、令和3年3月には「第二次山形県子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

この計画は、「(1)子どもを中心とし、子どものライフステージに応じたきめ細やかな支援」、「(2)相談しやすい環境づくりと、子どもと家庭の孤立防止」、「(3)自立に向けた資格取得から就労までの段階的な支援」、「(4)ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた対策」、「(5)市町村、関係機関、NPO等と連携した支援」の5つの視点を重視し、「子どもの貧困対策推進体制の構

築」、「子どもの自立に向けた支援」、「保護者の就労・自立支援」、「安心して子育てするための支援」の4つの柱のもとに、施策を展開しています。

## 2 計画策定の趣旨

---

### (1) 計画策定の目的

子ども達が生まれ育った環境に左右されることなく、自分の目標に向かって努力し自立していく環境を整えることを目的として、施策の目標等を明らかにし、貧困対策を総合的に推進するため「米沢市子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項の規定により策定し、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「第二次山形県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、地域の実情に応じた支援施策を推進するための計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、市の最上位計画である「米沢市まちづくり総合計画」及び市の子育て支援施策を総合的に推進する「第2期米沢市子ども・子育て支援事業計画」のほか、「米沢市地域福祉計画」との整合性を図ります。

### (3) 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。本計画の「目指すべき姿」を具現化するために、施策の柱を掲げ、具体的な事業を展開します。また、事業の効果を計るため、代表的な事業などを指標として、その進捗状況を毎年調査し、公表します。なお、社会情勢の著しい変化が生じた場合など、必要に応じて見直しを行います。

#### (4) 米沢市における SDG s の取組について

SDG s (Sustainable Development Goals) は、2015 年 9 月に国連サミットにおいて全会一致で採択された持続可能な開発目標であり、2030 年までを計画期間として、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、国際社会全体で取り組む 17 の目標（ゴール）を掲げています。

本市では、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体においても、目指すべき方向性は一致しているものと考えます。

この計画では、主に次の目標の達成について目指していきます。

	<b>貧 困</b>	<b>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</b> 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	<b>保 健</b>	<b>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</b> 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。また、都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	<b>教 育</b>	<b>全ての人々へ包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</b> 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては、自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	<b>ジエンダー</b>	<b>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化（エンパワーメント）を行う</b> 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	<b>経済成長と雇用</b>	<b>包括的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（デイーセント・ワーク）を促進する</b> 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	<b>不平等</b>	<b>各国内及び各国間の不平等を是正する</b> 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

資料：米沢市まちづくり総合計画

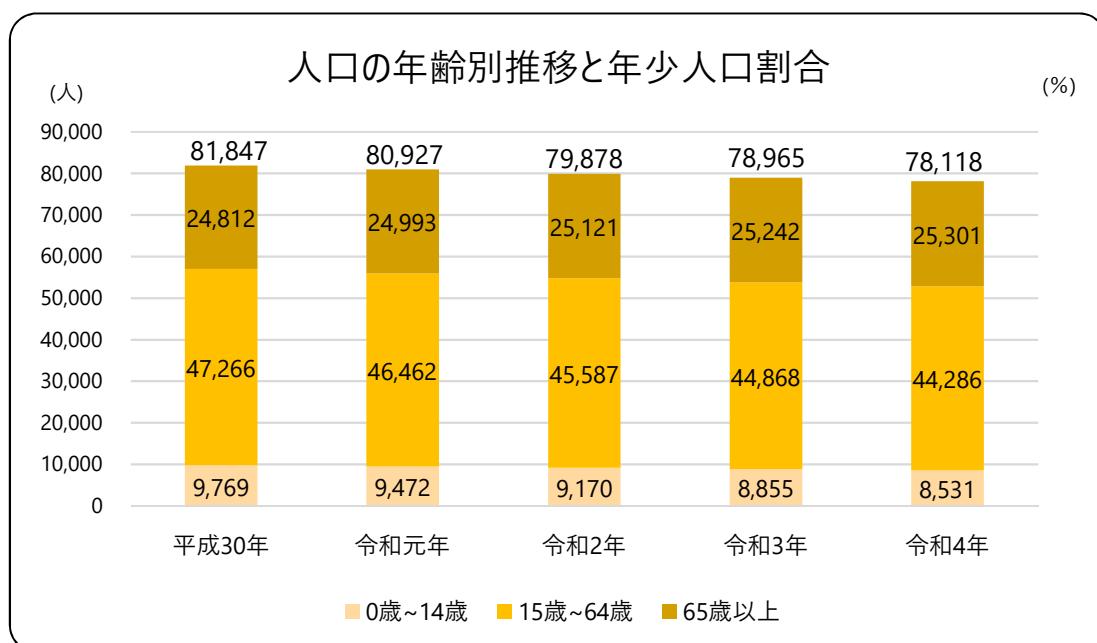


## 第2章 本市における子どもの貧困の状況

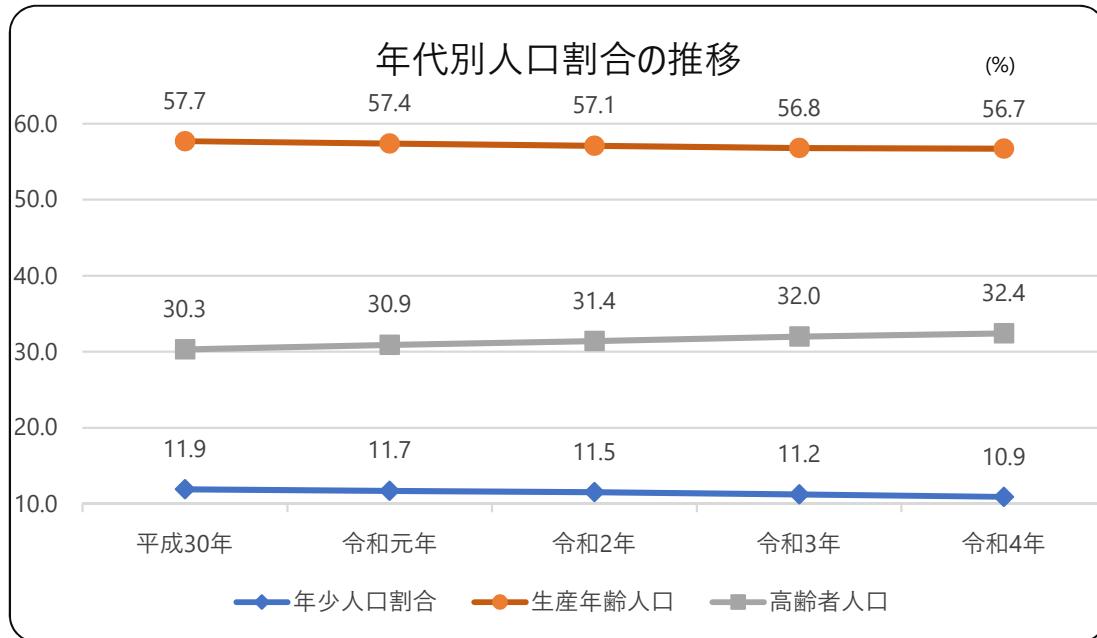
### 1 統計からみた本市の現状

#### (1) 人口・世帯数

平成30年から令和4年までを比較すると、本市の総人口は3,729人減少し、78,118人となっています。年齢別でみると、0～14歳までの年少人口と15～64歳までの生産年齢人口は減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。また、全体人口に占める年少人口割合も減少傾向にあることから少子高齢化が進行している状況です。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）



## (2) 一人当たりの市町村民所得

本市の一人当たりの市町村民所得は、微増傾向にあります。本市は県内平均より高く、35市町村の中で高い方から5番目～6番目で推移しています。

一人当たりの市町村民所得

(単位：万円)

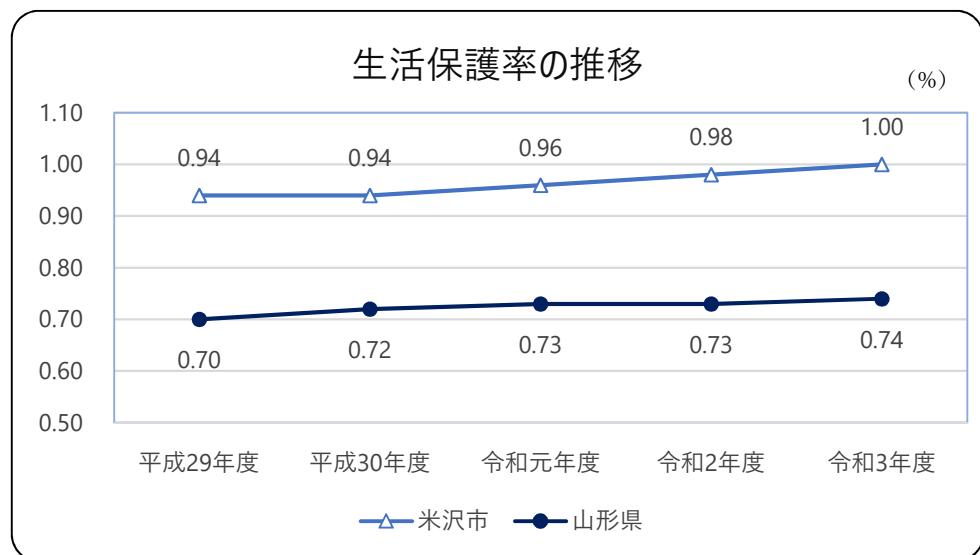
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
米沢市	276.5	278.0	301.1	304.9	307.0
県内市町村平均	263.9	271.5	288.7	288.6	290.1

資料：市町村民経済計算（山形県みらい企画創造部）

※一人当たり市町村民所得：雇用者報酬、財産所得及び企業所得の合計である「市町村民所得」をその年の10月1日現在の各市町村の総人口で割ったもので、個人の給与や実収入などの所得水準を表すものではありません。市町村経済の実態を巨視的に明らかにする総合的な経済指標です。

## (3) 生活保護世帯数及び保護率の推移

本市の生活保護世帯数は増加傾向にあります。県内平均よりも高い割合となっています。



生活保護世帯数等の推移

(単位：世帯)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被保護世帯数	645	650	666	672	684
被保護人員(人)	793	783	794	802	816
保護率 %	米沢市	0.94	0.94	0.96	0.98
	山形県	0.70	0.72	0.73	0.74

資料：米沢市「福祉の概要」

#### (4) 就学援助の状況

就学援助の受給者数は、要保護・準要保護ともに、全体としては減少傾向にあります。

また、本市の就学援助の受給者割合は、全体としては減少傾向にありますが、各年度とも県の平均よりも高い割合となっています。

##### 就学援助の受給者数

(単位：人)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
要 保 護	小学校	23	19	22	21	20
	中学校	21	14	9	9	11
	合 計	44	33	31	30	31
準 要 保 護	小学校	471	452	436	407	344
	中学校	269	250	272	287	274
	合 計	740	702	708	694	618

資料：米沢市学校教育課

要保護の受給者割合は、減少傾向にあります。県の平均よりも高い割合となっています。

要保護受給者数の割合は、いずれの年も準要保護受給者数のおよそ半数となっています。

##### 就学援助の受給者割合

(単位：%)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
要 保 護	米沢市	0.66	0.51	0.49	0.49	0.52
	山形県	0.36	0.36	0.36	0.35	0.36
準 要 保 護	米沢市	11.05	10.84	11.15	11.23	10.37
	山形県	6.7	6.52	6.59	6.48	6.71

資料：文部科学省、米沢市学校教育課

要保護：生活保護を受けている方

準要保護：生活保護（要保護）に準ずる程度に困窮していると認められる方

### (5) ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭等医療費の受給者数は、減少傾向にあり、令和3年度は1,015人となっています。養育者が所得税非課税のひとり親等世帯が対象となります。

ひとり親家庭等医療費受給者数 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ひとり親家庭等医療費受給者数	1,320	1,243	1,167	1,075	1,015

資料：子育て支援課(各年度1月31日現在)

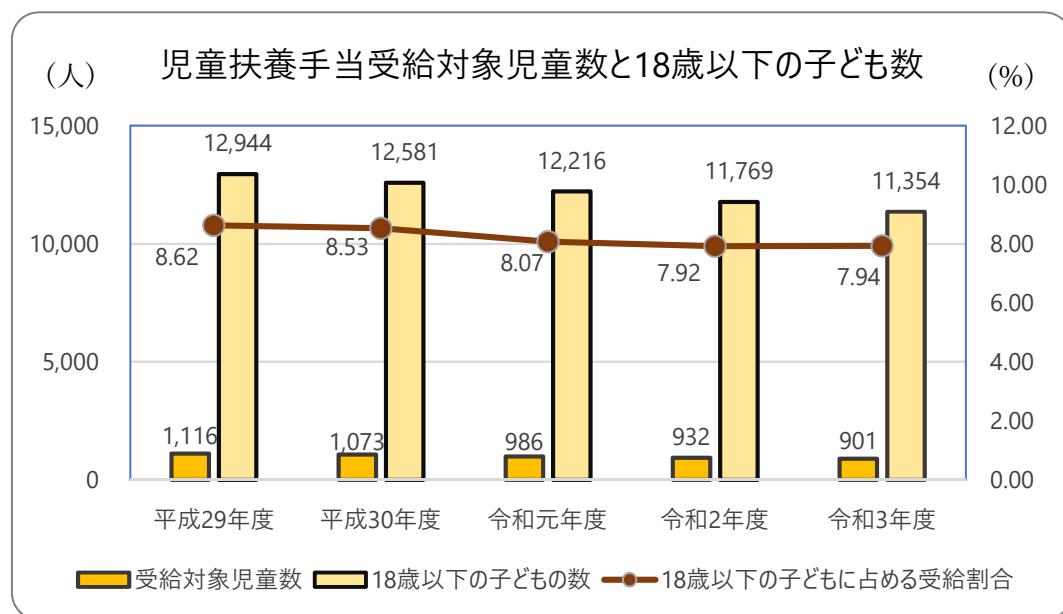
### (6) 児童扶養手当の状況

児童扶養手当の受給者数は、父子家庭と母子家庭ともに減少傾向となっていますが、18歳以下の子どもに占める児童扶養手当受給対象児童数の割合は、ほぼ横ばいとなっています。

児童扶養手当受給者数 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
父子家庭	76	59	55	46	44
母子家庭	674	637	619	602	585
その他	1	1	0	0	0
合計	751	697	674	648	629

資料：子育て支援課(各年度3月31日現在)



資料：18歳以下の子どもの数...住民基本台帳(各年度3月31日現在)

## 2 調査の概要

---

### (1) 実態把握の目的

本市における子どもの貧困対策を推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、本市の子どもの生活に関する実態調査と支援者ヒアリングを行い、子どもの貧困対策推進計画を策定するための基礎資料とします。

### (2) 実態把握の方法

#### ① 市民アンケート（米沢市子どもの生活に関するアンケート）

##### ア 調査対象

市内在住の小学5年生及び中学2年生の児童・生徒並びにその保護者

・小学5年生の児童及びその保護者：各672名

・中学2年生の生徒及びその保護者：各689名

##### イ 調査方法

・無記名アンケート方式

・学校配付－学校回収又は郵送回収（任意選択）

##### ウ 調査期間

令和3年11月4日～令和3年11月19日

##### エ 調査内容

「就労や収入について」「家計の状況について」「子育て支援について」「ヤングケアラーについて」「家庭での生活について」「学校や勉強のことについて」「家族や友達との関係について」など

#### ② 支援者ヒアリング

##### ア 調査団体

米沢市子ども家庭支援推進協議会 11団体

1	米沢市民生委員児童委員連合協議会
2	米沢市小学校長会
3	米沢市中学校長会
4	米沢市高等学校長会
5	山形県立米沢養護学校
6	米沢市私立幼稚園・認定こども園連合会
7	米沢市保育会
8	米沢市学童保育連絡協議会
9	米沢市社会福祉協議会
10	特定非営利活動法人から・ころセンター
11	特定非営利活動法人 With 優

### イ 調査方法

各団体の委員の事務所等に出向き、対面による聞き取りで行いました。（うち 1 団体は、書面による回答をいただきました。）

### ウ 実施期間

令和 3 年 12 月～令和 4 年 1 月

### エ 調査内容

「気になる子どもや家庭への気づきのきっかけについて」、「子どもや家庭の様子・抱えている問題への対応についての課題等」、「制度や関係団体との連携に関する課題」、「米沢市に希望する支援策」

### (3) 市民アンケートの回収結果と集計区分の定義

#### ① 配布数と有効回収数（率）

調査対象		配布数	有効回収数（率）	（うち）児童・生徒票と保護者票の両方の回答が得られた世帯（率）
小学 5 年生	児童	672	473 (70.4%)	426 (63.4%)
	保護者	672	473 (70.4%)	
中学 2 年生	児童	689	434 (63.0%)	322 (46.7%)
	保護者	689	409 (59.4%)	

#### ② 回収世帯数と世帯タイプの分類結果

回収世帯数		1,042 世帯	
世帯タイプ	ひとり親世帯	108 世帯 (10.4%)	合計 858 世帯 (82.3%)
	ふたり親世帯	750 世帯 (72.0%)	
	世帯タイプの把握が困難	184 世帯 (17.7%)	

#### ③ 集計区分の定義

本調査においては、保護者票の回答をもとに直近の国民生活基礎調査（平成 30 年調査値）に基づき、世帯の所得に応じて次のとおり分類しました。

A 世帯	等価可処分所得が 127 万円未満の世帯
B 世帯	等価可処分所得が 127 万円以上の世帯

#### ④ 集計区分の分類結果

回収世帯数		1,042 世帯	
集計区分	A 世帯	143 世帯 (13.7%)	合計 828 世帯
	B 世帯	685 世帯 (65.7%)	(79.5%)
集計区分の把握が困難		214 世帯 (20.5%)	

#### ⑤ 世帯タイプと集計区分ごとの分類結果

A 世帯は、143 世帯から世帯タイプの把握が困難な 4 世帯を除いて 139 世帯となります。B 世帯は、685 世帯から世帯タイプの把握が困難な 14 世帯を除いて 671 世帯となります。

	調査数	A 世帯	B 世帯
ひとり親世帯	103 世帯	56 世帯 (54.4%)	47 世帯 (45.6%)
ふたり親世帯	707 世帯	83 世帯 (11.7%)	624 世帯 (88.3%)
小計	810 世帯	139 世帯 (17.2%)	671 世帯 (82.8%)
世帯タイプまたは集計区分の把握が困難	232 世帯 (22.3%)		
合計	1042 世帯		

#### (4) 調査結果の要点

##### ① 貧困世帯の状況

(3)(4)の表のとおり、集計区分では回収世帯 1042 世帯のうち、世帯の等価可処分所得が貧困線を下回る困窮世帯に該当するのは 143 世帯で、13.7% でした。

また(3)(5)の表のとおり、世帯タイプと集計区分ごとでは回収世帯 1042 世帯のうち、世帯の等価可処分所得が貧困線を下回る困窮世帯に該当するのは、139 世帯で 17.2% でした。

ひとり親世帯では 103 世帯のうち 56 世帯 (54.4%) と、半数以上が困窮世帯でした。

国との比較においては、本調査と国民生活基礎調査とは調査客体等が異なるため単純に比較はできませんが、参考として見てみると、次頁の表の「子どもがいる現役世帯の貧困率」は、国の 12.6% に対し本市は 17.2% と、4.6 ポイント高い状況がわかります。

### 《本市における貧困の指標》

	国 (参考)	本市 (R3)	市調査 (ふたり 親世帯)	市調査 (ひとり 親世帯)	うち 祖父母等の 同居あり	うち 祖父母等の同 居なし
相対的貧困率	15.4%	—	12.8%	59.7%	59.8%	59.7%
子どもの貧困率	13.5%	—	—	—	—	—
<b>子どもがいる現役世帯の貧困率</b>	<b>12.6%</b>	<b>17.2%</b>	11.7%	54.4%	54.3%	54.4%
大人が1人の貧困率	48.1%	59.7%	—	59.7%	59.8%	59.7%
大人が2人以上の貧困率	10.7%	12.8%	12.8%	—	—	—
高校生以下の貧困率	—	18.3%	12.7%	61.4%	58.3%	62.8%
貧困線（名目値）	127万円	127万円	127万円	127万円	127万円	127万円

※国の数値は、平成30年調査値

※貧困線（名目値）は、直近の国民生活基礎調査（平成30年調査値）に基づく貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額 127万円）

#### ② 家計の状況（⇒資料編 P.1 1(1)）

現在の暮らしの状況については、保護者の4割強が「やや苦しい」、「大変苦しい」と回答しています。ひとり親世帯や困窮世帯では、7割が「やや苦しい」、「大変苦しい」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

#### ③ 父母の就労形態（⇒資料編 P.20 3(2)）

母親は、正社員等が5割にとどまっています。母親におけるA世帯では6割がパート等非正規雇用となっています。

父親は全体の8割近くが正社員等で、A世帯でも4割強は正社員等が占めています。正社員等であっても困窮傾向にある世帯があることがわかります。

#### ④ 親の婚姻状況と離婚時の養育費の取り決め（⇒資料編 P.20 3(1)、P.21 3(3)）

全体では「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が8割以上を占めているものの、A世帯では、「結婚している」のは6割にとどまり、「離婚」している世帯が3割を占めています。

また、「離婚」が理由でひとり親になった人のうち、離婚相手から養育費をもらっていない世帯が全体で6割を超えており、A世帯の方がB世帯に比べて養育費を受け取っていない割合が高くなっています。

#### ⑤ 子どもの進学段階の希望等（⇒資料編 P.4～P.5 2(1)③、2(1)④）

全体では子ども・保護者ともに進学の希望が最も多く、次いで子どもでは「まだわからない」、「高等学校(高校)」と続き保護者は「高等学校(高校)」、「専門学校」と続きます。

集計世帯別にみると、A世帯では、保護者は「高等学校（高校）」、「大学」、「専門学校」の順に多いのに対し、子どもは「大学」、「高等学校（高校）」、「まだわからない」の

順となっています。

保護者が子どもの進学で心配なことは、「学費の確保」が最も多く、次に「お子さんの学力不足」が続きます。ひとり親世帯とA世帯ではその割合がさらに高くなり、学費の確保が大きなハードルであることがわかります。

**⑥ 学習支援への参加意向** (⇒資料編 P5～P7 2(1)⑤⑥)

保護者回答では学習支援に参加させたい意向は4割となっており、ひとり親世帯とA世帯では割合が高くなります。

参加させたい理由は「民間の学習塾などは経済的な負担が大きいから」が6割強と最も多く、A世帯では8割近くを占めています。ひとり親世帯では「仕事などで忙しく、家で勉強をみてあげられないから」が5割強で、ふたり親世帯を上回り、経済的な理由に加え、家族以外の目配りを求めていることがわかります。

子ども回答は全体で「参加したい」が2割、「参加したくない」、「わからない」が3割です。

**⑦ 子ども食堂への参加意向** (⇒資料編 P10～P11 2(2)⑤⑥)

保護者回答では子ども食堂などに参加させたい意向は2割弱となっています。ひとり親世帯とA世帯では少し割合が上がります。

参加させたくない理由は「必要性を感じないから」が9割超と最も多く、「どんな食事が提供されるかわからず心配だから（衛生面やアレルギーなど）」が7.3%、「参加することで、貧困だと思われたり、いじめられたりしないか心配だから」が5.5%、「知らない人と関わりたくないから」が1.8%、「その他」が6.1%の順です。

子ども回答では「参加したい」、「参加したくない」、「わからない」がそれぞれ3割程度です。

**⑧ 公的支援制度の利用経験** (⇒資料編 P22 3(5))

全体では、すべての項目で「利用する必要がなかった」が過半数を占めています。一方、「利用したことがある」は児童扶養手当、高等学校等就学支援金、就学援助で1割を超え、他の項目に比べやや多くなっています。

また、「制度のことを知らなかった」は児童扶養手当と就学援助を除くすべての項目でひとり親世帯がふたり親世帯をほぼ2倍上回っています。

**⑨ ヤングケアラー** (⇒資料編 P12～P14 2(2)⑨～⑬)

子ども全体の17.7%が家族の世話をしていると回答し、その対象は多い順に「兄弟姉妹」、「お母さん」、「おじいさん・おばあさん」となっています。

お世話の内容は、多い順に「見守り」、「家事」、「外出の付き添い」で、世話の頻度は「ほぼ毎日」が47.7%、「週に3~5日」が19.8%と続きます。

家族のお世話をすることでできていないことは、「特ない」が過半数を超えており、小学生19.2%、中学生26.5%ができていないことがあると回答しており、「自分の時間が取れない」が小学生13.5%、中学生14.7%、「睡眠が十分に取れない」が小学生5.8%、中学生5.9%、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」が小学生5.8%、中学生8.8%、「友だちと遊ぶことができない」が小学生3.8%、中学生5.9%、「習い事ができない、もしくは辞めなければならなかった」が小学生1.9%となっています。

**⑩ 子どもの将来の夢** (⇒資料編 P.15~P.16 2(3)①~③)

「ある」、「どちらかといえばある」が74.3%、「どちらかといえばない」、「ない」が25.3%です。将来の夢がない理由は、「具体的な夢が思い浮かばないから」が6割超でもっとも多くなっています。

**⑪ 子どもの悩みや不安・相談相手** (⇒資料編 P.16~P.18 2(3)④~⑤)

小学生では約6割が悩みや不安はないという回答でしたが、中学生では、約4割が進学、勉強で悩みを抱えています。小学生は勉強、友達、自分の性格に関する悩みが多く、中学生は進学・進路、勉強に関することが突出して多くなっています。

悩みや不安の相談相手は、全体では「お母さん」、「友だち」が過半数を占め、次に「お父さん」、「学校の先生など（保健室、カウンセラーなども含む）」が続けます。

小学生のひとり親世帯では、「お母さん」よりも「友だち」の割合が一番高くなっています。

中学生のひとり親世帯では、「相談できる相手がない」が8.3%、「相談せずに自分で解決する」が19.4%と、相談する相手がない・相談しない状況の子どもが約3割程度います。

**⑫ 子どもの生活満足度** (⇒資料編 P.18~19 2(3)⑥)

最近の生活の満足度について、平均点で比較してみると、全体では7.47点で、ひとり親世帯7.23点に対してふたり親世帯が7.62点、A世帯7.03点に対してB世帯7.72点と、ひとり親世帯とA世帯では、ふたり親世帯やB世帯に比べて生活の満足度が低い傾向にあります。

**⑬ 子育てや教育に関する相談先** (⇒資料編 P.25 3(6))

全体では、「友人・知人」、「子どもの母親・父親」、「子どもの祖父母等の親族」が半数を超えており、ひとり親世帯やA世帯で相談者がいない状況が1割を超えています。

**⑯ 情報の入手先** (⇒資料編 P26 3(7))

「広報よねざわ」が 7 割と最も多く、「教育・保育施設や学校からのお便り」、「家族や友人からの情報」、「市や県のホームページ」、「SNS」と続きます。

情報の入手先が「特ない」は全体で 6.7%、ひとり親世帯 8.3%、ふたり親世帯 6.4% と続きます。

**⑰ 充実すべき子育て・生活支援** (⇒資料編 P27 3(8))

全体では、多い順に「保育料・授業料の負担軽減」、「進学のための奨学金の充実」、「子どもの医療費支援の充実」、「就学援助の充実」、「無料または低額の子どもの学習支援の充実」となり、経済的支援の要望が多いことがわかります。

世帯別の特徴としては、ひとり親世帯では「家賃の低い賃貸住宅の確保」、ふたり親世帯では「病児・病後児保育の充実」、A 世帯では、「子どもの就職支援の充実」が多く挙げられました。

### 3 調査結果から見えた課題

---

#### ○ 子どもの学びと育ちにおける課題

子どもの進学について、困窮世帯において子どもは大学を希望する割合が高いのに対し、保護者は高等学校（高校）の割合が最も高くなることから、子どもの進学を支えるための支援が必要です。

無料または低額で利用できる学習支援については、全般に子どもよりも保護者の参加意向が高く、困窮世帯では特にその割合が顕著であることから、学校での学習を補うための支援の充実が必要です。

また、子どもが基本的な生活習慣を身につけ、安定した家庭生活の下で心身ともに健やかに成長するための支援が必要です。

#### ○ 生活における課題

就労状況では、全体では母親の 9 割が就労していますが、困窮世帯ではその割合が低くなるため、安定した職に就くための支援が必要です。

また、子どもの教育や進学、医療費、賃貸住宅などに対する支援を求める声が多いことから、家庭の生活を支える経済的な支援の充実が必要です。

#### ○ 相談・支援体制における課題

子育てに関する相談先は、友人や両親、親族など身近な人が多くを占めているなか、困

窮世帯やひとり親世帯では夫婦間や祖父母等の親族への相談が少ない状況があります。家族の代わりに話を聴いてもらえるような、身近で相談しやすい窓口が必要とされています。

また、母子父子相談・離婚相談など個別の相談や、相談を包括的に受ける窓口の充実、さまざまな困難を抱えた家族への支援体制の充実が必要です。

### ○ 関係機関との連携における課題

家庭に問題があつても見えにくい、介入しにくいなどの理由で、子どもが困難を抱えていても支援が届いていない場合があります。時間の経過とともに問題の重症化が懸念されるため、学校や地域との連携や、早期発見につなげるための取組が必要です。

さらに、支援が必要な家庭に対し関係団体と連携し、丁寧な対応をしていくことが必要です

ヤングケアラーについては、早期に発見して適切に支援していくため、支援者の知識の習得や具体的な支援策が必要です。

### ○ 情報の周知における課題

支援をより必要とする困窮世帯等のほうが公的支援制度の認知度が低く、生活するために必要な情報を十分に伝えられていない状況があります。必要な情報が必要な人に迅速に届けられるよう、わかりやすく繰り返し周知することや、ニーズに合わせてさまざまな媒体で周知していくことが必要です。

## 第3章 本市の子どもの貧困対策

### 1 基本理念

#### 基本理念

#### 未来を拓く子どもの夢と笑顔を照らすまち

家庭の生活環境や経済状況によって、子どもたちが夢をあきらめたり、目標に向かってがんばる意欲を持てなかつたりすることは、子どもばかりでなく、社会にとっても大きな損失です。

本計画では、生活や教育の機会が保障され、子どもたちが自分の可能性を信じ、明るい未来を切り拓いていけるような地域づくりを目指します。

### 2 基本方針

基本理念を実現するために、3つの基本方針の考え方で事業を実施していきます。

#### 【分野1】 子どもに対する支援

##### 基本方針

##### 子どもの健やかな「学び」と「育ち」の支援

〈具体的な施策〉（施策1）教育支援の充実

（施策2）生活支援の充実

#### 【分野2】 保護者（家庭）に対する支援

##### 基本方針

##### 生活の安定に向けた就労・経済的支援

〈具体的な施策〉（施策3）就労支援の充実

（施策4）経済的支援の充実

#### 【分野3】 支援体制づくりに関する取組

##### 基本方針

##### 地域全体で子どもとその家庭を支える仕組みづくり

〈具体的な施策〉（施策5）相談・支援体制の充実

（施策6）関係機関との連携の充実

（施策7）支援を周知するための取組

### 3 施策の体系

以下の体系により、具体的な支援に取り組みます。

基本理念	未来を拓く子どもの夢と笑顔を照らすまち						
<b>【分野1】 子どもに対する支援</b>							
基本方針 子どもの健やかな「学び」と「育ち」の支援							
<p>(施策1) 教育支援の充実</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 幼児教育・保育の場等における取組</td></tr> <tr><td>2 子どもの学びと育ちを支えるための取組</td></tr> <tr><td>3 高等教育への進学を支えるための取組</td></tr> <tr><td>4 学習体験機会等の確保</td></tr> <tr><td>5 子どもの悩みに寄り添い学校生活に適応する力を育むための取組</td></tr> </table>		1 幼児教育・保育の場等における取組	2 子どもの学びと育ちを支えるための取組	3 高等教育への進学を支えるための取組	4 学習体験機会等の確保	5 子どもの悩みに寄り添い学校生活に適応する力を育むための取組	
1 幼児教育・保育の場等における取組							
2 子どもの学びと育ちを支えるための取組							
3 高等教育への進学を支えるための取組							
4 学習体験機会等の確保							
5 子どもの悩みに寄り添い学校生活に適応する力を育むための取組							
<p>(施策2) 生活支援の充実</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 妊娠期からの切れ目のない支援 <b>重点施策①</b></td></tr> <tr><td>2 子どもの健やかな育ちを支える支援</td></tr> <tr><td>3 ヤングケアラーへの支援</td></tr> <tr><td>4 子どもの居場所のための支援 <b>重点施策②</b></td></tr> <tr><td>5 子どもの自立への支援</td></tr> <tr><td>6 社会的養護を必要とする子どもへの支援</td></tr> </table>		1 妊娠期からの切れ目のない支援 <b>重点施策①</b>	2 子どもの健やかな育ちを支える支援	3 ヤングケアラーへの支援	4 子どもの居場所のための支援 <b>重点施策②</b>	5 子どもの自立への支援	6 社会的養護を必要とする子どもへの支援
1 妊娠期からの切れ目のない支援 <b>重点施策①</b>							
2 子どもの健やかな育ちを支える支援							
3 ヤングケアラーへの支援							
4 子どもの居場所のための支援 <b>重点施策②</b>							
5 子どもの自立への支援							
6 社会的養護を必要とする子どもへの支援							
<b>【分野2】 保護者（家庭）に対する支援</b>							
基本方針 生活の安定に向けた就労支援・経済的支援							
<p>(施策3) 就労支援の充実</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 就労のための相談・支援</td></tr> <tr><td>2 ひとり親家庭への就労支援</td></tr> <tr><td>3 就労支援制度の周知</td></tr> <tr><td>4 子育てと仕事の両立支援</td></tr> </table>		1 就労のための相談・支援	2 ひとり親家庭への就労支援	3 就労支援制度の周知	4 子育てと仕事の両立支援		
1 就労のための相談・支援							
2 ひとり親家庭への就労支援							
3 就労支援制度の周知							
4 子育てと仕事の両立支援							
<p>(施策4) 経済的支援の充実</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 家庭生活を支える支援</td></tr> <tr><td>2 教育・保育費に対する支援</td></tr> <tr><td>3 住居に関する支援</td></tr> <tr><td>4 物資の提供の取組 <b>重点施策③</b></td></tr> </table>		1 家庭生活を支える支援	2 教育・保育費に対する支援	3 住居に関する支援	4 物資の提供の取組 <b>重点施策③</b>		
1 家庭生活を支える支援							
2 教育・保育費に対する支援							
3 住居に関する支援							
4 物資の提供の取組 <b>重点施策③</b>							
<b>【分野3】 支援体制づくりに関する取組</b>							
基本方針 地域全体で子どもとその家庭を支える仕組みづくり							
<p>(施策5) 相談・支援体制の充実</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 総合的な相談窓口</td></tr> <tr><td>2 子どもの健康・発達などの相談窓口</td></tr> <tr><td>3 子育てに関する相談支援</td></tr> <tr><td>4 ひとり親等の相談支援</td></tr> <tr><td>5 困難を抱えた子どもと家庭への支援</td></tr> </table>		1 総合的な相談窓口	2 子どもの健康・発達などの相談窓口	3 子育てに関する相談支援	4 ひとり親等の相談支援	5 困難を抱えた子どもと家庭への支援	
1 総合的な相談窓口							
2 子どもの健康・発達などの相談窓口							
3 子育てに関する相談支援							
4 ひとり親等の相談支援							
5 困難を抱えた子どもと家庭への支援							
<p>(施策6) 関係機関との連携の充実 <b>重点施策④</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 関係機関との連携</td></tr> <tr><td>2 研修等の実施</td></tr> </table>		1 関係機関との連携	2 研修等の実施				
1 関係機関との連携							
2 研修等の実施							
<p>(施策7) 支援を周知するための取組 <b>重点施策⑤</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 支援制度の周知の強化</td></tr> </table>		1 支援制度の周知の強化					
1 支援制度の周知の強化							

## 4 重点施策

計画を実施するに当たり、次の5つの施策を重点的に推進し、基本理念の実現を目指します。

### 【分野1】子どもに対する支援

#### (施策2) 生活支援の充実

重点施策①	<p>1 妊娠期からの切れ目のない支援 <b>子育て世帯訪問支援事業</b> (P.23)</p>	<p>家事・育児に対して不安や負担を感じる子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援・育児支援を行います。</p>
重点施策②	<p>4 子どもの居場所のための支援 <b>子どもの居場所への支援</b> (P.25)</p>	<p>子ども食堂を含めた子どもの居場所の活動について周知するほか、各地区の公共施設の活用等を支援し、子どもが地域の大人に見守られながら、1人で参加しても安心して楽しく過ごせる場を提供します。</p>

### 【分野2】保護者（家庭）に対する支援

#### (施策4) 経済的支援の充実

重点施策③	<p>4 物資の提供の取組 <b>食材提供の取組の支援</b> (P.31)</p>	<p>フードドライブ、フードパンtry等を実施する団体に対し、情報の共有や活動の周知等について支援します。また、困窮世帯等に食料等を提供する仕組みづくりを推進します。</p>
-------	--	---

### 【分野3】支援体制づくりに関する取組

#### (施策6) 関係機関との連携の充実

重点施策④	<p>1 関係機関との連携 2 研修等の実施 (P.34)</p>	<p>関係機関が、それぞれの関わりの中で子どもと家庭の変化や困難な状況に気づき、共に支援することで課題解決の効果を高めていくよう、関係機関の連携を図ります。</p> <p>また、困窮家庭等の支援に関し、関係機関の団体に出向いての研修等を実施します。</p>
<b>(施策7) 支援を周知するための取組</b>		

重点施策⑤	<p>1 支援制度の周知の強化 (P.35)</p>	<p>子育てなどについて困難な状況になった時に支援を求めやすくできるよう、各種支援制度の周知の強化に努めます。</p>
-------	--------------------------------	---

## 第4章 子どもの貧困対策に関する取組

### 【分野1】 子どもに対する支援

#### 基本方針

#### 子どもの健やかな「学び」と「育ち」の支援

米沢市子どもの生活実態調査によると、世帯区分や所得区分にかかわらず7割強の子どもが現在の生活に満足しているとの回答でしたが、将来の夢や進学の希望については、ひとり親世帯やA世帯では、それ以外の世帯より夢がないとの回答が多くあり、大学までの進学希望の割合が低い結果となりました。

家庭の状況にかかわらず、子どもたちが質の高い教育を受け、それぞれの可能性を広げて夢に向かっていくことができるよう、子どもの「学び」と「育ち」を支え、のびのびとたくましく生きる力を育むことが必要です。

#### （施策1）教育支援の充実

##### 1 幼児教育・保育の場等における取組

子どもの幼児教育・保育の場等において、子どもへの支援活動の輪が広がるよう、関係する保育士等職員が子どもの貧困について学ぶ機会を設けます。

###### 保育士等職員への研修会の実施

###### 【子育て支援課・子ども家庭課】

米沢市保育会、私立幼稚園・認定こども園連絡協議会等の協力を得ながら、保育士等職員を対象に、子どもの貧困に対する気づきと対応についての研修会を開催します。

###### 放課後児童クラブ支援員等への研修会の実施

###### 【子育て支援課・子ども家庭課】

放課後児童クラブ支援員等に従事している人を対象に、子どもの貧困に対する気づきと対応についての研修会を開催します。

##### 2 子どもの学びと育ちを支えるための取組

経済状況が苦しい家庭に対して、乳幼児期から高等学校までの授業料等の負担軽減を行い、子どもの学びと育ちを支えます。

###### G I G Aスクール構想の実現

###### 【学校教育課】

子どもに1人1台端末を整備し、個別最適な学びの充実を図ります。また、家庭にインターネット環境が整っていない児童生徒に対し、モバイルルーターの貸出等を実施します。

###### 幼児教育・保育の保育料・副食費軽減

###### 【子育て支援課】

全国一律の幼児教育・保育の無償化に加え、0歳から2歳までの保育料については、国の徴収基準の平均で80%となる軽減を実施します。あわせて県の段階的無償化も採用し、軽減を図っています。また、第3子以降の保育料については年齢上限を撤廃して保育料の無償化を実施します。

認可外保育施設保育料の軽減	【子育て支援課】
県の補助事業を活用し、認可外保育所に入所している所得要件等を満たす多子世帯に対し保育料を軽減します。	
放課後児童クラブ保育料の軽減	【子育て支援課】
県の補助事業を活用し、要保護世帯・準要保護世帯と所得要件を満たす多子世帯に対し保育料を軽減します。	
就学援助制度の実施	【学校教育課】
経済的理由によって、就学困難と認められる小学生及び中学生の保護者に対し、学用品費や給食費等について1年を通じて補助し、入学時の学用品費も支給します。	
入学準備金制度（生活保護受給者）	【社会福祉課】
生活保護受給者で、子どもが小学校・中学校・高等学校に入学するときに入学準備のための費用を必要とする場合に支給します。	
進学準備金給付制度（生活保護受給者）	【社会福祉課】
生活保護世帯の子どもで大学等に進学した者に対して、進学給付金を支給します。	
高等学校等就学支援金	【各高等学校】
高等学校の生徒のうち、所得要件を満たす場合の授業料の実質無償化もしくは軽減します。	
高校生等就学給付金等	【各高等学校】
就学支援金とは別に、低所得世帯に対して授業料以外の教育費（教科書費、教材代など）の負担軽減のための給付をします。	

### 3 高等教育への進学を支えるための取組

子どもが大学等への進学を希望する家庭に対し、経済状況に応じて奨学金や授業料の軽減などの支援を行います。

「高等学校奨学金」ほか各種奨学金	【各中学校・各高等学校】
勉学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な高等学校の生徒を支援するため、「高等学校奨学金」、「日本学生支援機構奨学金」などの制度について周知します。	
高等教育の修学支援新制度	【各高等学校】
大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に進学し、通う場合に、所得要件により授業料の減免や給付型奨学金の支給が受けることができる制度を周知します。	
奨学金返還支援事業	【地域振興課】
大学等を卒業後に県内に居住し就業を希望する学生に対し、奨学金の一部の返還を支援します。	

#### 4 学習体験機会等の確保

経済的に困難な家庭に対して低額の学習支援等を行い、学習体験機会を確保します。

生活困窮者等子どもの学習・生活支援事業(生活困窮者自立支援事業)	【社会福祉課】
生活困窮世帯の子どもに対し学習の習慣づけや学校の勉強の予習・復習、受験等進学のための学習支援・学び直しを行うとともに、保護者に対して個別の進学相談・進学に必要な奨学金の情報提供などによる養育支援を実施します。	
ひとり親家庭対象生活学習支援事業	【子ども家庭課】
ひとり親家庭の小学生・中学生・高校生を対象に、大学生等が宿題や学習の支援を行います。	

#### 5 子どもの悩みに寄り添い学校生活に適応する力を育むための取組

さまざまな悩みを抱える子どもが学校生活を健やかに送れるようにサポートします。

学校生活に適応する力を育むための取組	【学校教育課】
小学校には適応指導補助員、中学校には適応指導員と教育相談員を配置し、子どもの学校生活を複数の目で見守り、いじめや不適応、不登校の未然防止や改善を行います。	
スクールカウンセリング事業	【学校教育課】
中学校区ごとにスクールカウンセラーを配置し、児童心理に関する専門性を生かし、児童・生徒のカウンセリングや教職員及び保護者への助言を行います。	
スクールソーシャルワーカー及び学校教育専門員の活用	【学校教育課】
教育委員会内にスクールソーシャルワーカーと学校教育専門員を配置しており、多様化する児童生徒及びその家庭が抱える様々な課題について対応し、学校と関係機関の連携を福祉的・教育的な側面から支援します。	
ガイダンス教室による相談及び学習支援	【学校教育課】
不登校及び発達障がい等の学校不適応について学校と連携して支援を行います。また、不登校や不登校傾向の子どもに対して、学年や個に応じた学習を支援します。	

## (施策 2) 生活支援の充実

### 1 妊娠期からの切れ目のない支援

親の妊娠、出産、子育てまでのさまざまな不安や相談について、窓口相談や訪問によるアウトチーズ型支援をします。

子育て世代包括支援センターによる相談支援	【健康課】
母子保健コーディネーター（保健師・助産師）が、妊娠・出産・育児についての疑問・不安・悩みについて妊産婦の気持ちに寄り添ってサポートし、健やかな育児を応援します。	
入院助産制度	【子ども家庭課】
経済的理由により出産費用を負担できない妊婦に対し、助産施設において助産を実施し、安全で安心な出産を確保します。	
産後ケア事業	【健康課】
産後の不安・育児に自信が持てない等の悩みに対して出産医療機関に宿泊して専門的にサポートする『宿泊型』と、助産師が家庭に訪問して産後の悩み等を聞く『訪問型』の事業を実施します。	
赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	【健康課】
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、お母さんと赤ちゃんの健康状態の確認や、育児相談、情報提供等を行います。	
乳幼児健康診査・教室	【健康課】
先天性の異常や障がいの早期発見を図るため、4か月児、7か月児、1歳8か月児、3歳児を対象に全員参加の健診・教室を開催し、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、乳幼児の健康の増進を図ります。	
出産・子育て応援事業	【健康課】
安心して出産し、子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型の相談支援と、出産・子育てを応援する経済的支援を行います。	
未就園児等支援事業	【子ども家庭課】
幼稚園や保育園等に通っていない子どものいる家庭の状況を訪問等により確認し、情報提供や必要な支援を実施します。	
子育て世帯訪問支援事業	【子ども家庭課】
家事・育児に対して不安や負担を感じる子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援・育児支援を行います。	

## 2 子どもの健やかな育ちを支える支援

乳幼児を養育している家族の交流の場や、子どもの成長に大切な栄養面・食事面について学べるような場の提供をして、健やかな育ちと子育てをサポートします。

地域子育て支援センターによる親子交流	【子育て支援課】
市内 5 つの保育園・乳児園内において、小学校就学前の子どもとその家族が遊んだり子育て中の親子と交流したりする場を提供します。また、子育てに関する講習会や育児相談などを実施します。	
子育てサロンによる親子交流	【米沢市社会福祉協議会・NPO 法人】
子育て中のお母さん、お父さんが他の親子と交流したり、子どもを遊ばせながら一息ついたりする場を提供します。	
赤ちゃんを迎える親講座（栄養編）	【健康課】
妊婦と赤ちゃんの成長に大切な栄養に関する講話や、簡単で美味しい献立の調理や離乳食づくりの体験を実施します。	
乳幼児健診・教室での栄養相談	【健康課】
乳幼児健診や健康教室を通じて、1 日 3 食食べることや減塩などを教える栄養指導・相談を実施します。	
保育所や学校等における食育	【子育て支援課・学校教育課】
収穫体験や調理実習による学習機会の充実、行事食や伝統食の提供や給食での地場産農産物の活用などで食べ物や食事の大切さを学びます。	
親子や子どもを対象とした料理教室	【健康課】
食に関する知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、食が自然の恩恵のもとに成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて感謝の心を育みます。	
早寝早起き朝ごはん事業	【社会教育文化課、学校教育課、子育て支援課、健康課】
朝食を始めとする規則正しい生活リズムと 1 日 3 食をしっかり食べる食習慣を身につけます。また、栄養バランスや適切な食事量、健康的な食事についても学びます。	

## 3 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラー「気づき」、支援していくために、関係機関の研修を行うほか、具体的な支援を行います。

ヤングケアラーへの支援に関する研修等	【子ども家庭課】
支援マニュアルを活用し、ヤングケアラーを早期に発見して支援していくための方法等について検討します。また、関係機関や市民向けの研修会等を開催し、理解を深めます。	
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	【子ども家庭課】
家事・育児に対して不安や負担を感じる子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラーがいる家庭等を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援・育児支援を行います。	

#### 4 子どもの居場所のための支援

親が就労等で不在となる家庭に対し、子どもが地域の大人に見守られながら安心して過ごせる居場所を提供します。

放課後児童クラブ（学童クラブ）による支援	【子育て支援課】
学校から帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊びや「生活の場」を提供し、基本的な生活習慣の確立やその健全な育成を図ります。	
子どもの居場所への支援	【子ども家庭課】
子ども食堂を含めた子どもの居場所の活動について周知するほか、各地区の公共施設の活用等を支援し、子どもが地域の大人に見守られながら、1人で参加しても安心して楽しく過ごせる場を提供します。	

#### 5 子どもの自立への支援

職場体験学習や高校中退者の学び直しの機会を確保し、子どもの自立に向けた支援を行います。

キャリア教育の推進	【学校教育課】
米沢チャレンジウィーク（YCW（中学生職場体験学習））を実施し、社会の変化に適切に対応し、社会人・職業人として自立する基礎を養います。	
高卒認定試験合格支援事業（母子家庭等自立支援給付金事業）	【子ども家庭課】
高卒認定試験合格のための講座を受講する、ひとり親家庭の親又は子ども（20歳未満）に対する給付金を支給します。	

#### 6 社会的養護を必要とする子どもへの支援

社会的養護を必要とする子どもを養育する里親制度の周知や、児童養護施設退所者の支援を行います。

里親制度	【子ども家庭課】
保護者の病気や生活困窮などにより、保護者と一緒に暮らすことのできない子どもを一定期間自分の家庭に迎え入れて養育する里親制度を周知し、里親登録者の拡大に努めます。	
児童養護施設を退所する子どもへの支援	【子ども家庭課】
施設に自立支援担当職員を配置し、施設退所時の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを行います。	

## 【分野 2】 保護者（家庭）に対する支援

### 基本方針

### 生活の安定に向けた就労支援・経済的支援

アンケート調査では、困窮家庭の多くが、現在の生活を「大変苦しい」「苦しい」と感じており、支援に対する要望では、経済的な支援に対しての要望が多くを占めています。

子どもが家族と共に安心して生活していくよう、保護者の経済的安定や負担軽減を図り、家庭の生活基盤を安定させが必要です。

### （施策 3）就労支援の充実

#### 1 就労のための相談・支援

生活困窮者等の就労を実現し、生活の自立が図れるよう、相談対応や就労支援を行います。

内職相談	【商工課】
専属の相談員を配置して、内職を中心とした就労支援を実施します。	
山形県ひとり親家庭応援センターの周知	【子ども家庭課】
電話や対面による就業相談や就業支援セミナー、ハローワーク等関係機関と連携した就業情報提供などにより、ひとり親の就業支援を行っていることを周知します。	
自立相談支援事業（生活困窮者自立支援事業）	【社会福祉課】
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化として、生活困窮者の相談に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげます。	
就労準備支援事業（生活困窮者自立支援事業）	【社会福祉課】
直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	
被保護者就労支援事業	【社会福祉課】
生活保護受給者に対して、就労の相談を受けてハローワークに同行するなど就労支援を行います。	
生活保護受給者等就労自立促進事業	【社会福祉課】
ハローワークと事業の協定を結び、仕事を探している生活保護受給者とハローワークをつなぎ、就労の相談や紹介、給付金制度による支援を行います。	

## 2 ひとり親家庭への就労支援

ひとり親が職業上必要な資格等を取得してより安定した職業に就けるよう、一定の職業訓練等を受講した場合の給付金を支給します。

自立支援教育訓練給付金（母子家庭等自立支援給付金事業）	【子ども家庭課】
児童扶養手当受給水準の所得の方を対象に、対象となる教育訓練講座を受講した場合の給付金を支給します。	
高等職業訓練促進給付金（母子家庭等自立支援給付金事業）	【子ども家庭課】
児童扶養手当受給水準の所得の方を対象に、看護師や保育士など就職に有利となる資格取得のために専門学校等の養成機関で1年以上修業する場合の給付金を支給します。	
高卒認定試験合格支援事業(母子家庭等自立支援給付金事業)（再掲）	【子ども家庭課】
高卒認定試験合格のための講座を受講する、ひとり親家庭の親又は子ども（20歳未満）に対する給付金を支給します。	

## 3 就労支援制度の周知

就労のために必要な訓練の受講機会を作り、専門知識や技能の習得ができるよう、公的訓練制度や給付制度について周知します。

教育訓練給付の周知	【商工課】
厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講し修了した場合に、その費用の一部が支給される制度について、周知します。	
ハロートレーニング（職業訓練）の周知	【商工課】
希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる公的制度について、周知します。	

## 4 子育てと仕事の両立支援

保護者が安心して就業を継続し、子育てとの両立を図っていけるよう、保護者の状況に応じた子どもの預かり等を行います。

一時預かり事業	【子育て支援課】
保護者の就労や通院、冠婚葬祭などで、家庭での保育が一時的に困難になる場合に、市内3園で一時預かりを実施します。	
病児保育事業	【子育て支援課】
子どもが病気で保育園や学校を休む必要がある時に保護者が就労などで家庭保育ができない場合に、保育園に併設された専用スペースで一時的に保育を実施します。	
休日保育事業	【子育て支援課】
保育所や認定こども園に入所している子どもについて、日曜・祝日に保護者が就労などで常態的に家庭保育が難しい場合に、市内1園で保育を実施します。	

ファミリー・サポート・センター事業	【子育て支援課】
子どもの預かり、送迎等について、地域の中で会員相互に助け合うファミリー・サポート・センター制度を推進します。	
子育て短期支援事業（ショートステイ）	【子ども家庭課】
保護者の疾病や育児疲れなどの理由により一時的に家庭において養育できない場合に、児童養護施設で子どもを保育します。	
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	【子ども家庭課】
保護者が仕事等により夜間不在になるとき、児童養護施設で子どもを預かり、生活指導や夕食の提供などを行います。	
ひとり親ヘルパー派遣事業（ひとり親家庭子育て生活支援事業）	【子ども家庭課】
小学校修了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、保護者がけがや病気、仕事などで一時的に家事や育児ができないときにヘルパーを派遣し、家事支援、育児支援を行います。	

#### （施策4）経済的支援の充実

##### 1 家庭生活を支える支援

子育て世帯の生活を支え、家計の安定が図れるよう、子育てに係る経済的負担の軽減等を行います。

生活保護	【社会福祉課】
生活困窮者に対して、国の定める基準で生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種類の扶助費を支給して家計の安定を図り、自立に向けた支援を行います。	
児童手当	【子育て支援課】
家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの子どもの養育者に支給します。	
児童扶養手当	【子育て支援課】
子ども（18歳に達した年度末、障がいのある子どもは20歳未満まで）を養育しているひとり親家庭等の親等で、所得要件に該当する場合に支給します。	
子育て支援医療給付	【子育て支援課】
0歳から高校生等（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）までの子どもの医療費を助成します。	
ひとり親家庭等医療給付	【子育て支援課】
18歳以下の子どもを扶養しているひとり親家庭等の親等及びその子どもに対し、所得要件を満たす場合に、医療費の自己負担分を助成します。	

出産・子育て応援事業 （再掲）	【健康課】
安心して出産し、子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型の相談支援と、出産・子育てを応援する経済的支援を行います。	
生活福祉資金貸付制度	【米沢市社会福祉協議会】
所得の少ない世帯、障がい者世帯に対して、無利子または低利で生活支援、就学支援、就労支援などのための資金の貸付を行います。	
母子父子寡婦福祉資金貸付	【子ども家庭課】
ひとり親世帯等に対し、子どもの進学や保護者の自立のための修学、就学支度、技能習得、修業資金、就職支度資金を無利子で貸付けます。	
ひとり親家庭生活応援給付金(山形県ひとり親家庭応援給付金等事業)	【子ども家庭課】
高等職業訓練促進給付金の給付を受けて養成機関で修業している方を対象に、生活費の上乗せ支給を行います。	
高額な医療費の負担軽減制度の周知	【各保険者】
入院や外来で高額な治療を受ける場合に、事前に保険証の保険者に「限度額適用認定証」の申請手続を行い、病院窓口に提示することでひと月の自己負担額を一定額までにとどめて、医療費の負担を軽減できる制度について周知します。	
入院助産制度 （再掲）	【子ども家庭課】
経済的理由により出産費用を負担できない妊婦に対し、助産施設において助産を実施し、安全で安心な出産を確保します。	

## 2 教育・保育費に対する支援

子育て世帯の生活の安定を図るため、子どもの教育・保育にかかる経済的負担を軽減します。

幼児教育・保育の保育料・副食費軽減 （再掲）	【子育て支援課】
全国一律の幼児教育・保育の無償化に加え、0歳から2歳までの保育料については、国の徴収基準の平均で80%となる軽減を実施します。あわせて県の段階的無償化も採用し、軽減を図ります。また、第3子以降の保育料については、年齢上限を撤廃して保育料の無償化を実施します。	
認可外保育施設保育料の軽減 （再掲）	【子育て支援課】
県の補助事業を活用し、認可外保育所に入所している所得要件等を満たす多子家庭に対し保育料を軽減します。	
放課後児童クラブ保育料の軽減 （再掲）	【子育て支援課】
県の補助事業を活用し、要保護世帯・準要保護世帯と所得要件を満たす多子世帯に対し保育料を軽減します。	

就学援助制度の実施 (再掲)	【学校教育課】
経済的理由によって、就学困難と認められる小学生及び中学生の保護者に対し、学用品費や給食費等について1年を通じて補助し、入学時の学用品費も支給します。	
入学準備金制度 (生活保護受給者) (再掲)	【社会福祉課】
生活保護受給者で、子どもが小学校・中学校・高等学校に入学するときに入学準備のための費用を必要とする場合に支給します。	
進学準備金給付制度 (生活保護受給者) (再掲)	【社会福祉課】
生活保護世帯の子どもで大学等に進学した者に対して、進学給付金を支給します。	
高等学校等就学支援金 (再掲)	【各高等学校】
高等学校の生徒のうち、所得要件を満たす場合の授業料の実質無償化もしくは軽減します。	
高校生等就学給付金等 (再掲)	【各高等学校】
就学支援金とは別に、低所得世帯に対して授業料以外の教育費（教科書費、教材代など）の負担軽減のための給付をします。	

### 3 住居に関する支援

子どもが家族と共に安心して日々の生活を送れるよう、困難な状況にある家庭等に対し、住居の確保や家賃補助などの支援を行います。

市営住宅の提供	【建築住宅課】
住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で市営住宅を提供します。	
市営住宅申込時の優遇	【建築住宅課】
ひとり親世帯と、多子世帯（18歳未満の子どもが3人以上いる世帯）、障がい者がいる世帯、生活保護世帯、DV被害者等について当選の倍率を一般世帯よりも優遇します。	
住宅セーフティネット制度	【建築住宅課】
民間住宅の空き家・空き室等を子育て世帯などに賃貸する場合、改修費を補助することで、住宅確保要配慮者（注）に良質で低廉な住宅の供給を促進します。	
(注)住宅確保要配慮者…低額所得者、子育て世帯、新婚世帯、若者単身世帯、移住者	
家賃相当分の住居確保給付金（生活困窮者自立支援事業）	【社会福祉課】
離職等により住居を失った又はそのおそれが高い場合に、有期で家賃相当額を支給します。	
ひとり親家庭住まい応援給付金(山形県ひとり親家庭応援給付金等事業)	【子ども家庭課】
高等職業訓練促進給付金の給付を受けて養成機関で修業しており、民営借家で生活しているひとり親家庭の方に賃借料を補助します。	

母子生活支援施設による自立支援	【子ども家庭課】
様々な事情から環境面・生活面などの支援が必要な 18 歳未満の子どもを養育している母子家庭に対し、母子生活支援施設の入所により自立に向けた生活や就労の支援・子育て支援などを行います。	

#### 4 物資の提供の取組

フードドライブ等により寄付された食料等の物資を、必要としている人に提供する取組を推進します。

生理用品の無償配布	【子ども家庭課】
生理の貧困を解消するため、困窮世帯等に生理用品を無償配布します。	
食材提供の取組の支援	【子ども家庭課】
フードドライブ、フードパントリー等を実施する団体に対し、情報の共有や活動の周知等について支援します。また、困窮世帯等に食料等を提供する仕組みづくりを推進します。	
防災備蓄品の提供	【子ども家庭課】
市で保有している防災備蓄品について、更新時期に合わせて困窮世帯等に提供します。	

## 【分野3】 支援体制づくりに関する取組

### 基本方針

### 地域全体で子どもとその家庭を支える仕組みづくり

アンケート調査では、ひとり親世帯や困窮世帯の一部に、身近なところに子育て・教育に関する相談ができる人がいなく、公的な子育て・生活支援情報の入手先がないという状況がありました。

保護者の子育てや生活への不安や悩み、家庭におけるさまざまな課題を早期に把握して対応し、解決に結びつけられるよう、まち全体で子どもと家庭を支える仕組みづくりが必要です。

### （施策5）相談・支援体制の充実

#### 1 総合的な相談窓口

家庭内の困りごとなど多様化・複雑化する福祉の相談をワンストップで受け止める取組を推進します。

福祉総合相談窓口	【社会福祉課】
複雑・多様化する福祉に関する相談を総括的に受ける福祉総合相談窓口の取組を周知するとともに、職員の専門的知識の向上を図ります。	

#### 2 子どもの健康・発達などの相談窓口

保護者が子どもの発育状況をや育ちの不安について気軽に相談できる場を提供します。

おやこ広場による交流	【健康課】
生後6か月頃までの子どもと妊娠婦向けに、赤ちゃんの体重を量ったり、お母さん同士が交流したり、相談したりできる自由参加の集まりを実施します。	
発達に関する個別相談	【健康課】
子どもの発達について心配のある未就学児の保護者を対象に、要予約で心理士等が相談に応じます。年中児を対象とした「5歳児発達相談」にも応じます。	
もくいくひろば健康相談	【健康課】
就学前の子どもと保護者を対象に、月2回、遊びながら栄養士・保健師が体重測定や相談に応じます。	
子どもの発達・障がいについての相談	【社会福祉課】
子どもの発達・障がいについて社会福祉課のほか、ひまわり学園に設置した児童発達支援センターにおいて様々な相談に対応し、18歳までの切れ目のない支援を行います。	
地域子育て支援センターでの育児相談、子育て情報の提供	【子育て支援課】
市内5か所にある地域子育て支援センターで育児相談、子育てに関する情報の提供を行い、育児に不安を抱えている保護者に対する支援を行います。	

### 3 子育てに関する相談支援

保護者が安心して子育てできるよう、さまざまな機関が相談を受け止め、必要に応じ連携して子育て家庭を支援します。

民生委員・児童委員による見守り・相談	【社会福祉課】
支援を必要とする子どもや家庭に対し、見守りや相談活動を通して、情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として地域における要援護者支援を行います。	
養育支援訪問事業	【健康課】
養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し継続的に指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。	
家庭児童相談室による相談支援	【子ども家庭課】
家庭児童相談員が子育てや家庭の相談に応じ、必要な助言や支援を行うほか、虐待通告を受けた家庭に対し、関係機関と連携して適切な支援を行います。	
米沢市要保護児童対策地域協議会による支援	【子ども家庭課】
子どもを守る地域ネットワークとして、児童福祉の関係機関・団体等と組織し、定例会とケース会議を実施するほか、協議会の機能強化として職員・関係機関の専門性強化を図ります。	

### 4 ひとり親等の相談支援

ひとり親家庭または離婚を考えている保護者等の相談に対応し、さまざまな悩みや不安への支援策を提案・検討します。

母子父子自立支援員による養育費相談	【子ども家庭課】
離婚時に養育費の取り決めをして、その後の家庭の生活の安定が図れるよう、母子父子自立支援員が相談に対応します。	
離婚・DVなど女性に関する相談	【子ども家庭課】
離婚や、配偶者やパートナーからのDV(ドメスティックバイオレンス)など、女性が抱える困難な問題についての相談を受けて支援します。	
山形県ひとり親家庭応援センターによる相談	【子ども家庭課】
生活一般、就労、養育費、面会交流についてなど、ひとり親家庭の様々な相談にワンストップで対応します。顧問弁護士の紹介やメールでの相談にも対応します。	
児童扶養手当現況届申請時の出張相談	【子ども家庭課】
ひとり親家庭応援センターとハローワークの相談員により、就労相談、弁護士相談、生活支援、養育費確保・面会交流相談などに対応します。	

## 5 困難を抱えた子どもと家庭への支援

困難を抱えた子どもや保護者が安心して生活できるよう、本人や家族の気持ちに寄り添いながら、関係機関が連携して支援します。

米沢市母子寡婦福祉連合会による交流	【子ども家庭課】
米沢市内の母子・寡婦家庭で構成し、年間様々な活動を通して、会員同士の交流を図り、会員とその家族の生活の安定及び福祉の増進を目指して活動します。	
ヤングケアラーへの支援に関する研修等（再掲）	【子ども家庭課】
支援マニュアルを活用し、ヤングケアラーを早期に発見して支援していくための方法等について検討します。また、関係機関や市民向けの研修会等を開催し、理解を深めます。	
ひきこもりサポート事業	【社会福祉課】
ひきこもり相談窓口の設置、チラシやホームページによる周知啓発、民間団体による相談、居場所の提供、訪問支援を行います。	
置賜若者サポートステーションによる就労支援	【NPO 法人 With 優】
働くことについてさまざまな悩みを抱えている人の相談に応じて、ハローワーク等就労支援機関や各 NPO 組織、福祉・行政機関と連携して就職をサポートします。	
青少年自立支援及び福祉事業	【NPO 法人から・ころセンター】
不登校等の様々な悩みを抱えている人の相談や、居場所の提供、社会体験、就労トレーニングなどを通じて、本人に寄り添いながら、自立への支援を行います。	

## （施策 6）関係機関との連携の充実

### 1 関係機関との連携

関係機関が、それぞれの関わりの中で子どもと家庭の変化や困難な状況に気づき、共に支援することで課題解決の効果を高めていけるよう、関係機関の連携を図ります。

子ども家庭総合支援拠点による連携	【子ども家庭課】
子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、関係機関と連携しながら、課題の把握、相談対応、調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点として活動します。	
米沢市要保護児童対策地域協議会による支援（再掲）	【子ども家庭課】
子どもを守る地域ネットワークとして、児童福祉の関係機関・団体等と組織し、定例会とケース会議を実施するほか、協議会の機能強化として職員・関係機関の専門性強化を図ります。	
青少年育成関係諸団体との連携	【社会教育文化課】
米沢市青少年育成市民会議をはじめとする青少年育成に関わるさまざまな啓発や活動を通して、青少年育成関係諸団体、家庭や学校、地域社会との連携を図ります。	

## 子ども家庭支援推進協議会による連携

## 【子ども家庭課】

子どもと身近に接する機関等及び子どもへの支援を行う団体等の相互の情報交換や連携を図るネットワークとして令和3年度に発足しました。個別のケース対応のほか、様々な子どもの問題に協力して取り組んでいきます。

## 〈構成団体〉

1	米沢市民生委員児童委員連合協議会	7	米沢市保育会
2	米沢市小学校長会	8	米沢市学童保育連絡協議会
3	米沢市中学校長会	9	米沢市社会福祉協議会
4	米沢市高等学校長会	10	特定非営利活動法人から・ころセンター
5	山形県立米沢養護学校	11	特定非営利活動法人 With 優
6	米沢市私立幼稚園・認定こども園連合会		

## 2 研修等の実施

困窮家庭等の支援に関し、関係機関の団体に出向いての研修等を実施します。

## 関係機関研修会の実施

## 【子ども家庭課】

子ども家庭支援推進協議会の構成団体や、子どもに関わる関係団体等を対象に研修会を実施し、子どもの貧困やヤングケアラーに早期に気づいて支援していくための知識と理解を深めます。

## 施策7) 支援を周知するための取組

## 1 支援制度の周知の強化

困難な状況になったときに支援を求めやすくできるよう、各種支援制度の周知の強化に努めます。

## 支援制度の周知の強化

## 【子ども家庭課】

広報、ホームページ、SNS等を利用して市民に恒常に支援制度を周知するほか、イベント等の機会を捉え、チラシ等でピンポイントに参加者に対応した支援制度等をお知らせします。

また、子ども向けのチラシを作成し、子ども自身が気軽に相談できる体制整備を図ります。

## ● 子どもの貧困対策に関する指標

(単位=%)

		指 標	米沢市		国 (参考)
			直近値 (3 年度)	目標値 (9 年度)	
		子どもがいる現役世帯の貧困率	17.2	16.0	12.6
教育等への支援	就学等	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率	83.3	90.0	93.7
		生活保護受給世帯の子どもの高等学校等中退率	16.7	10.0	4.1
		生活保護受給世帯の子どもの大学等進学率	33.3	35.0	36.0
学習支援	学習支援	ひとり親家庭対象	5.4	8.0	—
		生活学習支援事業	24	26	—
生活支援		子ども食堂を含めた子どもの居場所の開設数 (箇所)	7	9	—
就労支援		自立支援教育訓練給付金（母子家庭等自立支援給付金事業）の受給者数（人）	1	3	—
		高等職業訓練促進給付金（母子家庭等自立支援給付金事業）の受給者数（人）	0	3	—
		高卒認定試験合格支援事業（母子家庭等自立支援給付金事業）の受給者数（人）	0	1	—
制度の周知		母子父子寡婦福祉資金貸付の認知度	42.6	55.0	—
		生活困窮者自立支援制度の認知度	43.5	55.0	—
		生活福祉資金貸付の認知度	43.5	55.0	—
		高等学校等就学支援金の認知度	46.3	55.0	—
		高等職業訓練促進給付金の認知度	38.9	50.0	—

(注 1) 本市の数値は市民アンケート「子どもの生活に関するアンケート」(令和 3 年度調査値) による数値であるが、国の数値は国民生活基礎調査（平成 30 年調査値）で、調査客体が異なるため、単純には比較できない。現役世帯は世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯を指すが、本市では大人（世帯主）がいる世帯をすべて現役世帯とした。

(注 2) 「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率」、「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の国の数値は、平成 30 年 4 月 1 日現在で、厚生労働省社会・援護局保護課調べによる。

(注 3) 受講者割合は令和 5 年 1 月末現在の数値。1 人当たり受講回数は、令和 3 年度の数値。

(注 4) 「母子父子寡婦福祉資金貸付の認知度」、「生活困窮者自立支援制度の認知度」、「生活福祉資金貸付の認知度」、「高等学校等就学支援金の認知度」、「高等職業訓練促進給付金の認知度」の数値は、令和 3 年度に実施した「米沢市子どもの生活に関するアンケート」内の公的支援制度の利用経験のひとり親世帯における認知度である。

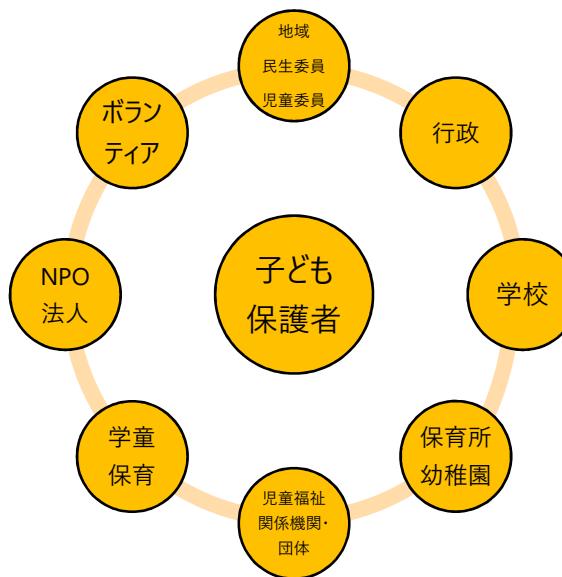
## 第5章 計画の推進体制と進捗管理

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市全体が子どもの貧困対策を意識した施策・事業の充実を図れるよう、意識の共有を図ります。

子どもと身近に接する機関等及び子どもへの支援を行う団体等の相互の情報交換や連携を図る「子ども家庭支援推進協議会」や、「要保護児童対策地域協議会」などのネットワークを一層強化していきます。

他の行政機関・支援団体等とも連携し、協力体制を構築します。



### 2 点検・評価

計画を着実に推進していくためには、隨時、計画の進捗状況を確認して課題を把握し、必要があれば取組内容を修正するなど、柔軟な対応が求められます。

本計画では、各年度において施策の実施状況と指標の結果を検証し、必要に応じて計画の見直し、修正を行っていきます。

